

多治見市教育委員会規則第 号

多治見市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

多治見市立小中学校管理規則（平成12年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6章中第25条の次に次の1条を加える。

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第25条の2 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定する指針に基づき、学校教育の水準の維持向上に資するため、同法第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。